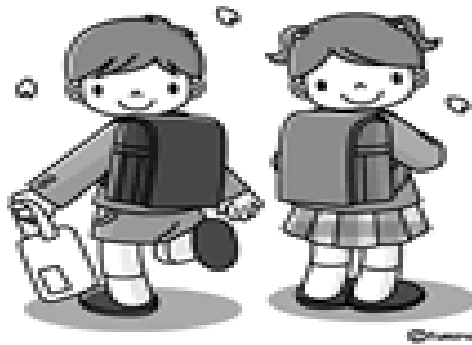




郷州小学校 父母と先生の会規約



※ 退会まで大切に保管してください

守谷市立郷州小学校PTA
302-0121 守谷市みずき野5-4-1
TEL : 0297-48-5551
FAX : 0297-48-5552

R 2年度改正版

郷州小学校父母と先生の会規約

第1章 名称及び事務局

第1条 この会は、郷州小学校父母と先生の会（以下「本会」という。）といい、事務局を郷州小学校におく。なお、略称を「郷州小学校PTA」という。

第2章 目的及び活動

第2条 本会は、郷州小学校の父母と教師が協力して、家庭と学校と社会における児童の健全な成長を図ることを目的とする。

第3条 本会の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) よい父母、よい教師となるための研修
- (2) 家庭と学校の緊密な連絡による児童の生活指導
- (3) 児童の生活環境の整備
- (4) 会員相互の理解と親睦
- (5) 地域の教育振興
- (6) その他本会の目的達成に必要なこと

第3章 会 員

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 郷州小学校に在籍する児童の父母又はこれにかわるもの
- (2) 郷州小学校に勤務する職員

第4章 役 員

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名（1名は教頭）
- (3) 書 記 若干名（1名は教務主任）
- (4) 会 計 若干名

第6条 本会の会長、副会長は、役員選考委員会において選出し、総会の承認を受ける。

第7条 書記、会計は、会長が委嘱して総会の承認を受ける。

第8条 役員任期は1年として、再任を妨げない。但し、任期途中における補充役員は、前任者の残任期間とする。

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

第10条 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代行する。

第11条 書記は、記録、通信、書類の保管等の庶務を行う。

第12条 会計は、本会の経理事務を行う。

第5章 顧 問

第13条 本会に顧問をおく。

- (1) 校長は、顧問とする。
- (2) 校長以外のものを顧問とする場合は、運営委員会が推薦し、総会の承認を得、任期は1年とする。
- (3) 顧問は、各委員会、総会に出席して意見をのべることができる。

第6章 会計監査

- 第14条 本会の経理を監査するために、2名の会計監査員をおく。
第15条 会計監査員は、総会において選出し、任期は1年とする。

第7章 総 会

- 第16条 総会は、会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。
第17条 総会は、会長が招集する。
第18条 総会は、毎年1回とする。但し、評議委員会が必要と認めた時、又は会員の3分の1以上の要求があった時は、臨時に開くことができる。
第19条 総会は、会員の半数以上の出席をもって成立する。(但し、委任状を含む。)
第20条 総会に議長をおき、議長は会員から選出される。
第21条 総会の議事は、出席者の過半数で成立し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8章 評議委員会

- 第22条 評議委員会は、会長が必要と認めた時、招集する。
第23条 評議委員会は、総会に次ぐ決議機関で、総会の委託事項及び運営委員会の付託事項を審議する。
第24条 評議委員会は、本会の役員、学年委員、専門正副委員長、PTAクラブ長及び学校職員代表者をもって構成する。

第9章 運営委員会及び役員会

- 第25条 運営委員会は、必要あるごとに開き、本会の運営にあたる。
第26条 運営委員会は、本会の役員、学年委員及び専門委員長をもって構成し、必要に応じ、専門副委員長、PTAクラブ代表者、学校職員代表者の出席を得ることができる。
第27条 役員会は、本会役員をもって構成し、各種原案の作成及び緊急事項の処理にあたる。

第10章 学年委員会

- 第28条 学年委員会は、学年ごとに学年委員を3名おくことができる。但し、児童数に変動があった場合は検討する。
第29条 学年委員は、会員の互選により選出され、任期は1年とし、再任を妨げない。但し、委員が任期途中で欠員となった場合、活動内容を縮小することができる。
第30条 学年委員会は、当該学年より選出された学年委員をもって構成される。
第31条 学年委員会には、各学年に代表1名をおき、学年委員の互選により選出される。
第32条 学年委員会は、学校行事への手伝い及びPTA活動を行うことができる。
第33条 各学年の共通理解を図るために、学年委員会会議を開くことができる。

第 1 1 章 専門委員会

- 第34条 本会に次の専門委員会をおく。
(1) 校外指導委員会
(2) 環境整備委員会
- 第35条 専門委員会には、委員長1名、副委員長1名をおき、当該委員の互選により選出される。
- 第36条 専門委員会の構成及び活動は別に定める。

第 1 2 章 臨時委員会

- 第37条 臨時委員会は、運営委員会が必要と認めたとき、開くことができる。
- 第38条 臨時委員会は、運営委員会において選出された委員をもって構成され、委員長1名、副委員長1名は、当該委員の互選により選出される。また、任務を終了したとき解散する。
- 第39条 役員選考委員会は、臨時委員会とし、次の委員をもって構成される。
(1) 役員 1名
(2) 学年委員 3名
(3) 専門委員長 1名
(4) 学校職員 1名

第 1 3 章 会 計

- 第40条 本会の経費は、会費、寄付金等をもってあてる。
- 第41条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第42条 会費は、月額300円とする。

第 1 4 章 P T A 功 労 者 表 彰

- 第43条 P T A の功労者を総会において表彰する。
- 第44条 表彰者の選考は役員会で行い、運営委員会の承認を得る。

第 1 5 章 会 員 の 慶 弔

- 第45条 会員の慶弔については、別に規程を定める。

第 1 6 章 そ の 他

- 第46条 本会の運営に関し、必要と認められる細則は、運営委員会の決定により定めることができる。
- 第47条 細則を制定又は改廃した場合は、その結果を次期総会に報告する。

付 則

- この規約は、昭和58年 5月 1日より施行する。この規約は、平成22年4月25日より施行する。
- この規約は、昭和59年 4月26日より施行する。この規約は、平成26年3月22日より施行する。
- この規約は、昭和61年 4月26日より施行する。この規約は、平成29年4月22日より施行する。
- この規約は、昭和62年 4月25日より施行する。この規約は、平成30年4月21日より施行する。
- この規約は、昭和63年 4月23日より施行する。この規約は、令和 2年4月18日より施行する。
- この規約は、平成 元年 4月22日より施行する。
- この規約は、平成 2年 4月28日より施行する。
- この規約は、平成 5年 4月24日より施行する。
- この規約は、平成 9年 3月15日より施行する。
- この規約は、平成15年 4月20日より施行する。

専門委員会の構成及び活動

1 専門委員会の構成

選出の母体	委員名	委員数
各学年から選出	校外指導委員	各学年2名
	環境整備委員	各学年2名

なお、各委員とも任期は1年とし、再任を妨げない。但し、任期途中で欠員となった場合は、すみやかに後任を選出する。

2 専門委員会の活動

	委員会名	主な目的と活動内容
専門委員会	校外指導委員会	・児童の交通安全対策
	環境整備委員会	・教育環境整備の仕事→活動方針、内容を学校と協議の上で行う。 ・花壇づくりの手伝い等

P T Aクラブの構成及び活動

- 1 部長，会計をおき，自主管理運営する。
- 2 期間は原則として1年間。但し，会員の希望により継続できる。
- 3 運営委員会にP T Aクラブをおき，募集は本部役員が行う。

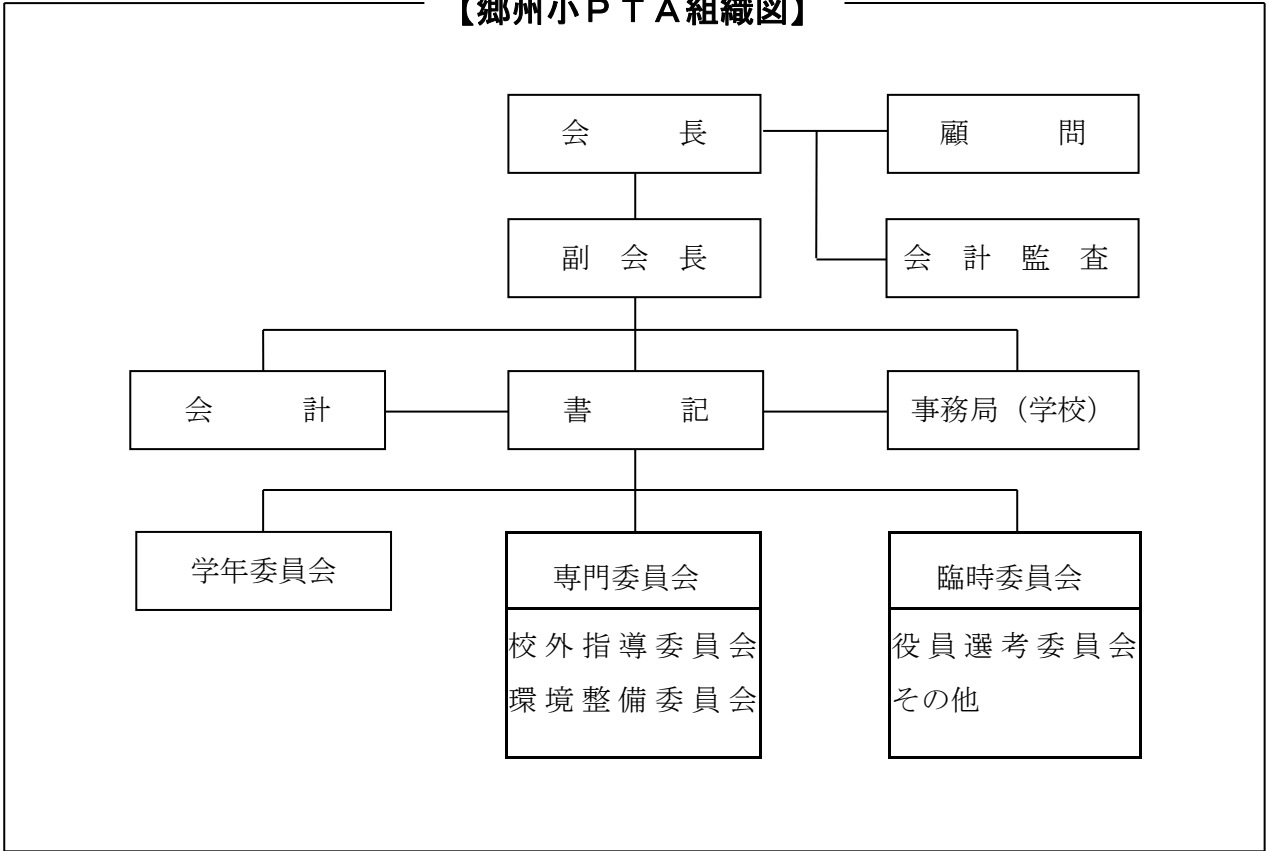
郷州小学校P T A慶弔規程

- 第1条 会員，児童又は教職員の配偶者が死亡した場合，本会の役員が会葬し，一金10,000円の香料並びに供物を贈呈し弔意を表す。
- 第2条 不時の災害等によって会員が重大な損害をうけた場合は，一金5,000円の見舞金を贈る。
- 第3条 教職員の結婚に際し，一金5,000円の記念品代を呈し慶意を表す。
- 第4条 本会は，疾病障害などにより児童が2週間以上並びに会員が1ヶ月以上入院をしている場合，見舞金5,000円を贈る。
- 第5条 教職員の退職にあたり，記念品を贈呈し感謝の意を表す。
記念品代は，在職年数にかかわらず一律10,000円とする。但し，在職1年未満は5,000円とする。

付 則

- 本規程は昭和58年 5月 1日より施行する。
 本規程は昭和63年 4月23日より施行する。
 本規程は平成 4年 4月25日より施行する。
 本規程は平成 9年 3月15日より施行する。
 本規程は平成 9年 4月19日より施行する。
 本規程は平成28年 4月23日より施行する。
 本規程は令和 2年 4月18日より施行する。

【郷州小PTA組織図】



【PTA決議機関】

